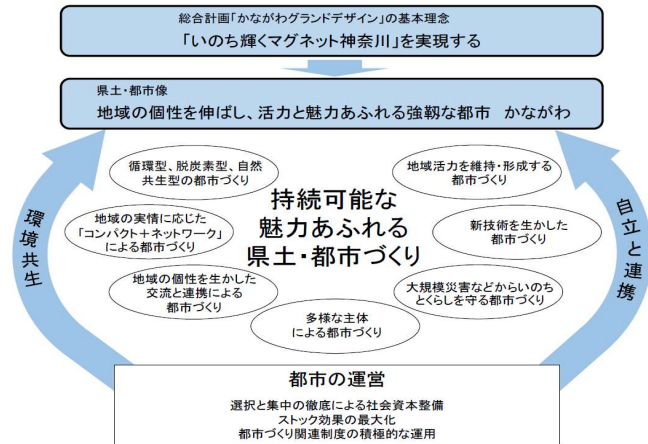


論点整理

かながわ都市マスタープラン〔令和3年3月改定〕

- 2040年代前半（概ね20年後）を展望した県土・都市像
「地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靱な都市 かながわ」



<これからの都市づくり>

- (1) 循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくり
- 環境負荷の少ない循環型、脱炭素型の都市づくりへの転換
 - 自然共生型の都市づくりへの転換
- (2) 地域の実情に応じた「コンパクト＋ネットワーク」による都市づくり
- 首都圏の一員として「対流」を促進する都市づくり
 - 地域の実情に応じた集約型都市構造の実現
- (3) 地域の個性を生かした交流と連携による都市づくり
- 観光の核づくりなど地域の個性や魅力の保全・活用
 - 多様なライフスタイルに対応した都市環境の形成
- (4) 地域活力を維持・形成する都市づくり
- 広域・地域間の交流・連携を促進するネットワークの形成
 - 産業構造の変化や交通網の整備に対応した都市基盤の充実
 - 既存ストックの有効活用、戦略的なメンテナンス
- (5) 大規模災害などからいのちとくらしを守る都市づくり
- 都市における防災・減災力の向上
 - 災害に強い安全な市街地の形成
 - 安心してくらする市街地の形成
 - 新型コロナウイルス感染症などへの対応
- (6) 新技術を生かした都市づくり
- 環境・エネルギー技術などの導入
 - 完全自動運転などによるスマートモビリティ社会の実現
 - I o T・ビッグデータなどの活用
- (7) 多様な主体による都市づくり
- 市町村間の連携強化と県による広域調整
 - 県民・NPO・企業などとの協働によるまちづくりの推進

SDGsの理念の共有



多様性（ダイバーシティ）に配慮した都市づくり



(線引き見直しに向けた課題)

人口・世帯

- 高齢化・人口減少の進行や人口の地域的な偏在の拡大が懸念される中における地域活力の維持・形成

産業

- 地域の特性に応じた産業系の土地利用
- 鉄道駅周辺などにおける拠点性の維持・向上と地域の特性に応じた商業系の土地利用

土地利用

- 空き地・空き家の有効活用など都市のスポンジ化対策などによる既存市街地の再生
- 自動車専用道路のインターチェンジ周辺などにおける物流施設等の立地動向を踏まえた計画的な土地利用
- 森林などの自然環境や都市内の緑地が持つ防災・減災、地域振興、環境負荷の低減など多様な機能の活用

交通

- 自動車専用道路の整備にあわせたインターチェンジ周辺における計画的な産業系の土地利用
- 鉄道駅周辺における利便性を生かした計画的な商業系・住居系の土地利用

災害

- 激甚化する災害に対応するため、厳格化が求められている災害ハザードエリアにおける土地利用
- あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」の考え方を踏まえた土地利用と災害への取り組み
- 新型コロナウイルス感染症などを踏まえた都市づくり

県と市町の役割

- 市町による立地適正化計画の策定を踏まえた集約型都市構造の更なる実現
- 市町が立地適正化計画で都市機能や居住を誘導する区域や防災指針を示し始めている一方で策定に向けた動きがない市町も存在
- 市町による立地適正化計画の策定などにより市町が主体となった集約型都市構造の実現が進む中でも、防災などの観点から都市圏域を超えた広域的な視点での取り組みが必要

論点

議論の与件

目標年次は、2035（令和17）年とする。
（第7回線引き見直しの目標年次は、2025（令和7）年）

（理由）

- 都市計画運用指針で都市計画区域マスタープランに示す市街化区域の規模は、おおむね10年後の将来を予測して定めることが望ましいとされている。

論点1 地域の実情に応じた集約型都市構造のあり方

- 立地適正化計画の策定など市町主体のまちづくりが進む中、市街地が行政区域を超えて連坦し、行政区域が都市計画区域となっている市町が多い本県において、既成市街地の活力を維持するため、都市機能や居住機能の更なる集約化に向けてどのように取り組むべきか。
- 地域活力の維持・形成のために必要な住居系・商業系・工業系・流通業務系の市街地はどうあるべきか。

論点2 大規模災害などを想定した土地利用の規制・誘導のあり方

- 水害や土砂災害が想定されるハザードエリアなどにおける地域の実情に応じた居住誘導の考え方や長期的な視点に立った適切な土地利用の方向性はどうあるべきか。
また、ハザードエリアに関する情報を都市計画区域マスタープランにどのように明示していくべきか。
- 災害・感染症等のリスクに対応するため、グリーンインフラとしての緑とオープンスペースをどのように創出していくべきか。

論点3 都市計画区域マスタープランのあり方

- 立地適正化計画の策定など市町主体のまちづくりが進む一方で、都市圏域を超えた広域的な取組みとして、県の「都市計画区域マスタープラン」にどのような内容を明示していくべきか。
- 市街地が行政区域を超えて連坦し、行政区域が都市計画区域となっている市町が多い本県において広域的な調整機能を果たすためには、県の「都市計画区域マスタープラン」はどうあるべきか。